

八田第三自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、区域内の会員相互の連絡、環境の整備、集会所その他施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員の福利厚生に関する事。
- (4) 集会所、その他施設の運営に関する事。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事。

(名称)

第2条 本会は、八田第三自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は別表に定める区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、四日市市八田2丁目 9番12号 八田第三自治会集会場に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。但し、加入はあくまでも任意である。

メールなどでの申請も受け付けます。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
 - (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合。メールなどでも、受け付けます。
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以上 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 2名以上 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 専門部長 (補佐役) | 5名以上 |

- (7) 監事（会計監査） 2名
 (8) 若手サポーター 若干名(40歳以下を目安)

（役員等の選出）

- 第10条 会長は立候補制とし、立候補者が複数の場合は選挙により選出し、総会にて決定する。
~~2 副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は会長が推薦し、役員会で承認を得て、総会にて決定する。~~
 2 副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は立候補制と公募制とし、立候補者・公募者が居なかった場合は会長が推薦し、役員会で承認を得て、総会にて決定する。
- 3 監事は他の役員を相互に兼ねることができない。但し、組長は兼ねる事が出来る。
 3 監事以外の役員はその業務に支障の無い範囲で役員を兼務することができる。
 4 専門部長は会長が推薦し、役員会で承認を得て総会にて決定する。
 5 組長は各組一人を組内で選出する。

（役員の職務）

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 3 事務局長及び事務局次長は、会務の記録ほか内外の連絡、広報及び庶務に関する事務を処理する。
 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
 5 専門部長は、各部門を代表し、専門部の業務を行う。
 6 監事は、次に挙げる業務を行う。
- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 (2) 会長、副会長及びその他役員の業務執行の状況を監査すること。
 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

- 第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

（総会の種別）

- 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

- 第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

- 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

- 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1ヵ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条 第6項 第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。
- (5) 代表者や監事の選任

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第19条 ~~総会は、会員世帯の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。~~

総会は、会員世帯3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(会員の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員世帯の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 ~~会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。~~

会員は、総会において、一世帯一票の表決権を有する。

~~前項の規定に拘らず、次の各号に挙げる事項を除き、会員世帯の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とすることができる。←この項目は削除する~~

- (1) 規定の変更
- (2) 財産処分及び解散の議決
- (3) 代表者の代表権の制限及び委任
- (4) 監事や役員会の設置等
- (5) 代表者や監事の選任
- (6) その他、重要事項

(総会の書面表決権等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員世帯は、あらかじめ通知された事項についても書面をもって表決し、又は会の定める委任状によって、表決を委任することができる。

また、八田第三自治会のオープンチャットラインからでも委任する事が出来る。

- 2 前項の場合における第19条及び20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 3 やむを得ない理由のため総会が、開催できない場合は、書面決議及びオンライン会議にて対応する事が出来る。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員世帯の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、役員会に組長等の出席を求めることができる。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読みかえるものとする。

第6章 組織

(専門部)

第29条 本会には、次の専門部を置く

- (1) 事業推進部
- (2) 防災隊(部)
- (3) 福祉部
- (4) 広報宣伝部
- (5) 青婦対策部 ⇐地域交流部に変更

2 各専門部には、それぞれ部(隊)長を置き、次に挙げる業務を行う。

- (1) 事業推進部長は町内行事の責任者として、それを遂行させる。
- (2) 防災隊長は、防災活動に関する事業の責任者として、企画及び実務を担当する。
- (3) 福祉部長は、町内独自の福祉に関する事項を担当する。
- (4) 広報宣伝部長は、内外の連絡、機関紙の発行等を行う。
- (5) 地域交流部長青婦対策部長は、レクリエーション活動に関する事項の企画及び実務を担当する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に挙げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、**会計会長**が管理し、**会長は承認権限を持つ**。

—その方法は役員会の議決によりこれを定める—

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に挙げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において**全世帯総会員の3分の2以上4分の3以上**の承諾を得なければ変更できない。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、**全世帯総会員の3分の2以上4分の3以上**の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において**全世帯総会員の3分の2以上4分の3以上**の、議決を得て本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登録等に関する書類、総会及び役員会の

議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 2 会員が帳簿、議事録等の閲覧を求めた場合は、閲覧に供するものとする。
- 3 前項の閲覧の場合、散逸等防止のため原本の持出しは禁ずるものとし、役員の出立を必要とする。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成20年3月31日までとする。
- 4 この規約の施行時における役員任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 5 第38条を変更する。 平成21年4月5日
- 6 第9条役員定数の変更をする。 平成26年4月6日
- 7 第22条の3を追加する。 令和4年4月3日
- 8 第10条の3・第19条・第20条・第21条の1、2・第22条の1・第23条の2を追加変更する。
第16条の1を変更する。 令和7年4月13日
- 9 第7条の1・第9条の(6)(8)・第10条の2・第19条・第21条・第22条の1、3
第29条1の(5)2の(5)・第31条・第37条・第38条・第39条を令和8年度臨時総会にて
追加・変更・削除する。 令和8年7月5日